

軽再エネ 第 25-2 号
平成 28 年 10 月 4 日

株式会社 十文字チキンカンパニー
代表取締役 十文字 保 雄 様

軽米町長 山 本 賢 一

設備整備計画に係る認定通知書

平成 28 年 9 月 20 日付けで申請のあった設備整備計画については、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり認定条件を附して、認定をします。

認 定 条 件

以下の条件に従って設備整備計画の実施を行わない場合、認定を取り消すことがあります。

○基本事項

「軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画」に定める事項を遵守すること。

○開発行為等関係事項

開発行為等を行うにあたっては、環境保全及び防災対策等に万全を期すため、次に掲げる条件に従って開発行為等を行うとともに、その他開発規制法等を遵守すること。

- 1 近年、ゲリラ豪雨に関連する災害の発生が全国各地で見受けられることから、異常気象時における林地開発等に起因する災害が発生しないよう、予め気象予報（降雨量、風速等）に応じた警戒配備計画や開発地の定期的巡回活動及び点検計画を策定するなど、保全に万全の措置を講じること。
- 2 軽米町及び株式会社 十文字チキンカンパニー 代表取締役 十文字 保雄との間で平成 26 年 7 月 8 日に締結した「残置森林等の維持・管理に関する協定書」を遵守し、残置する森林等を善良に管理すること。
- 3 軽米町及び株式会社 十文字チキンカンパニー 代表取締役 十文字 保雄との間で平成 26 年 2 月 13 日に締結した「公害防止協定書」を遵守し、開発行為等及び事業活動に伴う公害を未然に防止すること。
- 4 設備整備計画に定める再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林漁業の健全な発展に資する取組について、雇用拡大等、地域の活性化に資する取り組みを誠実に行うこと。発電施設及び農林漁業関連施設の整備が完了した場合には、関係書類を添えて、速やかに軽米町に報告すること。
- 5 調整池、沈砂池及び水路等の設置した防災施設については、下流域に対する安全を確保するため、適切な管理を行うこと。
- 6 事業活動中において、災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合は、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに、すみやかに軽米町に届け出ること。
- 7 軽米町の担当職員が、発電施設及び農林漁業関連施設の整備の施行状況に関する調査及び施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- 8 認定した設備整備計画の内容を変更する場合において、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（農山漁村再生可能エネルギー法）第 8 条に基づき、軽米町長から設備整備計画変更の認定を受けること。
- 9 林地の開発行為を行う場合には、「岩手県林地開発許可制度実施要綱」を遵守するとともに、所要の届出等の手続きを遅滞なく行うこと。

別記様式第1号（第7条関係）

設備整備計画に係る認定申請書

平成28年9月20日

軽米町町長 山本賢一 殿

申請者

住 所 岩手県二戸市石切所字火行塚 25 番地
株式会社 十文字チキンカンパニー
氏 名 代表取締役 十文字 保 雄

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、再生可能エネルギー発電設備等の整備を行う全ての者を記載すること。
- 2 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。



(別紙)

設備整備計画

1 申請者の概要

申請者 (代表者)	
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③法人又は団体の場合はその代表者の氏名、④連絡先(電話番号、E-mailアドレス、担当者名)、⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月	
①：株式会社 十文字チキンカンパニー	⑤：1億円
②：岩手県二戸市石切所字火行塚25番地	⑥：1,460名
③：代表取締役 十文字 保雄	⑦：養鶏業
④：電話番号0195-23-3377	⑧：3月
E-mailアドレス：onuma@jumonji.jp 担当者名：大沼英昭	
共同申請者 (共同して申請する者がいる場合に記載)	
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③法人又は団体の場合はその代表者の氏名、④連絡先(電話番号、E-mailアドレス、担当者名)、⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月	
①：	⑤：
②：	⑥：
③：	⑦：
④：電話番号：	⑧：
E-mailアドレス：	
担当者名：	

- (注) 1 共同申請者が2者以上存在する場合にあっては、欄を繰り返し設けて記載すること。
2 個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

2 再生可能エネルギー発電設備の整備の内容

(1) 再生可能エネルギー発電設備の整備の内容

①再生可能エネルギー発電設備 (再生可能エネルギー源を電気に変換する設備)

番号	発電設備の種類	出力(kW)	年間発電量(kWh)	建築面積	発電設備の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	氏名又は名称	備考
							登記簿	現況			
i	鶏糞バイオマス	6250	4,725万	6700.65m ²	軽米町大字晴山第2地割	40番1	宅地	宅地	14,994.40m ²	㈱十文字チキンカンパニー	
						40番30	雑種地	雑種地	2,779m ²		
ii											
iii											

- (注) 1 「発電設備の種類」欄には、再生可能エネルギー源の種類(太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス)を記載すること。なお、発電に用いる再生可能エネルギー源が地熱の場合にあっては、発電方式(バイナリー型、蒸気フラッシュ型等)も記載すること。また、発電に用いる再生可能エネルギー源がバイオマスの場合にあっては、その種類も記載すること。
2 「発電設備の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。

- 3 「氏名又は名称」欄には、発電設備の整備を行う者の氏名（法人又は法人でない団体にあつては、名称）を記載すること。
- 4 「7 特例措置に関する事項」の（注）のいずれかに該当する行為に係る設備については、「備考」欄にその番号を記載すること。

②附属設備

番号	附属設備の種類	建築面積	附属設備の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	氏名又は名称	備考
					登記簿	現況			
a									
b									
c									

- (注) 1 ①の再生可能エネルギー発電設備と同じ土地に整備する附属設備については、附属設備の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積の欄に「○（①の対応する番号）のとおり」と記載し、別の土地に附属設備を整備する場合にあつては、「備考」欄に①と対応する番号を記載すること。
- 2 「附属設備の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあつては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。
- 3 「氏名又は名称」欄には、附属設備の整備を行う者の氏名（法人又は法人でない団体にあつては、名称）を記載すること。
- 4 「7 特例措置に関する事項」の（注）のいずれかに該当する行為に係る設備については、「備考」欄にその番号を記載すること。

(2) 再生可能エネルギー発電設備の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
i	平成26年 9月 1日～平成28年11月 2日
ii	年 月 日～ 年 月 日
iii	年 月 日～ 年 月 日

- (注) 1 (1) ①の再生可能エネルギー発電設備の番号と対応するように記載すること。
- 2 「整備を行う期間」欄には、工事の開始から実際に再生可能エネルギー発電設備が稼動し、発電できる状態になるまでに要する期間を記載すること。

(3) 再生可能エネルギー発電設備の使用期間

番号	発電設備の使用期間
i	平成28年11月 3日～平成48年11月 2日
ii	年 月 日～ 年 月 日
iii	年 月 日～ 年 月 日

- (注) (1) ①の再生可能エネルギー発電設備の番号と対応するように記載すること。

(4) 再生可能エネルギー発電設備により発電した電力の供給先
 供給先：株式会社パルシステム電力／東京都新宿区大久保 2-3-4
 認定状況：平成 26 年 3 月 28 日付 F I T 認定
 売電収入：4800kW×24h×315 日×17 円＝616,896,000 円/年

(注) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく電気事業者への売電を行う場合にあつては、同法に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定の状況（予定を含む。）及び年間の売電収入の見込みを記載すること。

3 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

(1) 農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

① 発電事業に伴う収入の一部取り扱いの内容

番号	取組内容	受益対象者	寄付金額	取組期間	受益対象者との調整等	取り扱いの根拠	備考
ア							

(注) 1 取組内容、取組を行う地域や土地の所在、取組期間等について具体的に記載すること。
 2 申請者以外の者と連携して取組を行う場合にあつては、その者と申請者が当該取組にそれぞれどのように関わるかについて具体的に記載すること。

② 受益対象者による地域活性化対策の内容（予定）

番号	取組内容	基金の名称（予定）	基金の種類	基金運用の内容（予定）	対象地域	備考
ア						

(注) 1 取組内容、取組を行う地域や土地の所在、取組期間等について具体的に記載すること。
 2 申請者以外の者と連携して取組を行う場合にあつては、その者と申請者が当該取組にそれぞれどのように関わるかについて具体的に記載すること。

(2) 農林漁業関連施設の整備の内容等

① 農林漁業関連施設の整備の内容

番号	新設等	施設の種類・用途等	建築面積	施設の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	氏名又は名称	備考
						登記簿	現況			
ア	新築	ブロイラー用養鶏場	6,269.06㎡	軽米町大字円子第2地割字四斗餅	1番44	宅地	宅地	17,947.26㎡	(株)十文字チキンカンパニー	平成28年5月建設
イ	新築	種鶏場	5,679.84㎡	軽米町大字晴山第17地割字山根	81番1	宅地	宅地	12,984.53㎡	(株)十文字チキンカンパニー	平成28年9月頃完成予定
ウ										

(注) 1 (2) は、(1) が農林漁業関連施設の整備である場合に記載すること。
 2 「新設等」欄には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。
 3 「施設の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあつては、所在地のほか、

申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。

- 4 「氏名又は名称」欄には、農林漁業関連施設の整備を行う者の氏名（法人又は法人でない団体にあつては、名称）を記載すること。
- 5 「7 特例措置に関する事項」の（注）のいずれかに該当する行為に係る施設については、「備考」欄にその番号を記載すること。

②農林漁業関連施設の整備を行う者の概要

番号	氏名及び住所
ア	氏名： 住所：
イ	氏名： 住所：
ウ	氏名： 住所：

- （注） 1 ①の農林漁業関連施設の整備を行う者が、「1 申請者の概要」に含まれない場合に記載すること。
- 2 ①の農林漁業関連施設の番号と対応するよう記載すること。
- 3 農林漁業関連施設の整備を行う者が法人又は法人でない団体である場合にあつては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。

③農林漁業関連施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
ア	平成27年12月 7日～ 平成28年 5月16日
イ	平成28年 3月31日～ 平成28年 9月26日
ウ	年 月 日～ 年 月 日

- （注） ①の農林漁業関連施設の番号と対応するよう記載すること。

- 4 再生可能エネルギー発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法（別表1及び別表2）

（注）当該整備及び当該取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法について、それぞれ別表1及び別表2に記載の上、これらを添付すること。

- 5 再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地又は水域及びその周辺の地域における自然環境の保全その他の再生可能エネルギー発電設備の整備に際し配慮すべき事項

（1）設備の設置等にあたり岩手県林地開発基準に準じた手続きを行います。周辺環境に配慮し施設周辺に残置森林もしくは緑地帯を設けます。軽米町と締結の「残置森林等の維持管理に関する協定書」を遵守し、良好な環境の維持管理を実施します。

（2）災害予防に対する事項

① 軽米町と締結の「公害防止協定書」を遵守し、良好な環境の維持管理を実施します。

② 雨水流出による土砂流出等により災害が発生しないよう、調整池を適宜に設置します。

③ 施設の配置については、急傾斜地を避けるようにします。

④ 災害時の対策として事前に災害連絡体制表を作成して町に届出をします。

（3）地元住民への説明会を開催するとともに、利害関係人の同意により、ご理解を頂いております。

6 再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項

再生可能エネルギー発電設備を整備する土地等の権利者は、施設整備者（申請人）と同人のため該当はありません。

(1) 再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る費用の負担及びその確保の方法

費用負担の方法		備考
負担総額	確保の方法	

(注) 1 「確保の方法」欄には、資金の積立て等再生可能エネルギー発電設備の整備を行う者による発電設備の撤去に要する費用の確保の方法を記載すること。

2 設備が複数ある場合にあつては、欄を追加するとともに備考欄に2(1)①又は②の対応する番号を記載すること。

(2) 土地等の原状回復等

(注) 1 再生可能エネルギー発電設備を整備する土地等の権利者との間で取り決められた土地等の原状回復の内容等について具体的に記載すること。

2 添付書類として、再生可能エネルギー発電設備を整備する土地等の権利者との間の土地等の原状回復に係る契約書等の取決めを定めた書類の写しを添付すること。

7 特例措置に関する事項（別表3-1～別表3-6）

(注) 1 農地法第4条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあつては、別表3-1-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。

2 農地法第5条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあつては、別表3-1-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。

3 森林法第10条の2第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあつては、別表3-2-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。

4 森林法第34条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあつては、別表3-2-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。

5 森林法第34条第2項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあつては、別表3-2-③に必要事項を記載の上、これを添付すること。

6 漁港漁場整備法第39条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあつては、別表3-3に必要事項を記載の上、これを添付すること。

7 海岸法第7条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあつては、別表3-4-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。

8 海岸法第8条第1項の許可を受けなければならない行為（同項第1号に掲げる行為に限る。）を行う場合にあつては、別表3-4-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。

9 海岸法第8条第1項の許可を受けなければならない行為（同項第2号に掲げる行為に限る。）を行う場合にあつては、別表3-4-③に必要事項を記載の上、これを添付すること。

10 海岸法第8条第1項の許可を受けなければならない行為（同項第3号に掲げる行為に限る。）を行う場合にあつては、別表3-4-④に必要事項を記載の上、これを添付すること。

11 自然公園法第20条第3項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあつては、別表3-5-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。

12 自然公園法第33条第1項の届出をしなければならない行為を行う場合にあつては、別表3-5-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。

13 温泉法第3条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあつては、別表3-6-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。

14 温泉法第11条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあつては、別表3-6-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 申請者が法人である場合にあつては、その定款又はこれに代わる書面（申請者が法人でない団体である場合にあつては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類）
- (2) 申請者の最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）
- (3) 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の位置を明らかにした図面
- (4) 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の規模及び構造を明らかにした図面
- (5) 3（2）を記載する場合にあつては、整備をしようとする農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面並びに規模及び構造を明らかにした図面
- (6) バイオマス発電の設備を整備しようとする場合にあつては、原料調達先が確保されていることが確認できる書類等

(別表1)

再生可能エネルギー発電設備の整備を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

番号	設備の種類	必要な資金の額		調達方法				備考		
		①設備投資額	②初年度の 運転資金額	合計(①+②)	①自己資金	②借入金	③補助金 等		④その他	合計(①+ ②+③+④)
i	鶏糞バイオ マス	7,020,000	762,000	7,782,000	2,282,000	5,500,000			7,782,000	
ii										
iii										
	合 計	7,020,000	762,000	7,782,000	2,282,000	5,500,000			7,782,000	25億円：農林 中金他4行 30億円：日本 政策金融公庫

- (注) 1 (別紙)の2(1)の再生可能エネルギー発電設備の番号と対応するように記載すること。
 2 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。
 3 「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。
 4 附属設備の整備を実施するために必要な資金の額及びその調達方法を含めて記載すること。

(添付書類)

預金残高証明書、融資予定証明書等の資金調達方法を証する書類を添付すること。

(別表2)

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林漁業の発展に資する取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(1) 農林漁業の健全な発展に資する取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 ((2) の場合は除く。)

(単位：千円)

取組内容	実施者	必要な資金の額	調達方法						合計 (①+②+③+④+⑤+⑥)	備考	
			①申請者による資金	②申請者以外による資金	③発電事業による売電収益	④借入金	⑤補助金等	⑥その他			
合計											

- (注) 1 取組内容が年ごとに異なる場合にあつては、それぞれごとに記載すること。
 2 「実施者」欄には、申請者以外の連携して取り組む者がいる場合にあつては、それらの者を含め全て記載すること。
 3 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入金、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。
 4 「発電事業による売電収益」・「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。

(2) 農林漁業関連施設を整備するために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

番号	施設の種 類・用途 等	実施者	必要な資金の額		調達方法						合計 (①+ ②+③+④ +⑤+⑥)	備 考	
			①設備 投資額	②初年度 の運転資 金額	合計 (①+②)	①申請者 による 資金	②申請者 以外に よる資金	③発電事 業による 売電収益	④借入金	⑤補助金 等			⑥その他
ア	ブローイ ラー用 養鶏場		424,148	10,000	434,148	434,148						434,148	
イ	種鶏場		495,366	18,000	513,366	513,366						513,366	
ウ													
	合 計		919,514	28,000	947,514	947,514						947,514	

- (注) 1 (別紙)の3(2)①の農林漁業関連施設の整備の内容の番号と対応するように記載すること。
 2 「実施者」欄には、申請者以外の連携して取り組む者がいる場合にあつては、それらの者を含め全て記載すること。
 3 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入金、資金名称、補助金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。
 4 「発電事業による売電収益」・「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。

(添付書類)
 預金残高証明書、融資予定証明書等の資金調達方法を証する書類を添付すること。